

佐情個審第33号
令和5年2月17日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会
会長 松尾 弘志

佐賀県議会における個人情報保護制度の創設に伴う情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(答申)

令和5年2月3日付け法私第3886号で諮問のあった「議長の個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があった場合」及び「議長が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」に佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することについて、当審査会で審議した結果、適当なものと認めます。